

第2部 子ども・子育て事業計画

○子ども・子育て支援法に基づき計画内で定めるもの

- 1) ・教育・保育提供区域ごとの区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数
「法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数（1号、2号、3号認定）」
 - ・特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
 - ・その他の教育・保育の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 2) ・教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
 - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期
- 3) ・子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一時的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【教育・保育提供区域】子ども・子育て支援法第61条第2項第1号より

市が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して定める区域

第1章 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保方策

<1> 教育・保育提供区域の設定

・現在の幼児期における市在住者の約95%が、市内の教育・保育施設を利用している。また、乳幼児等の利用状況は、職場に近い場所など必ずしも居住地域に近い利用者に限られていないため、本計画は、市全体を一つのものとして設定します。

ただし、「確保方策」の中で、他市町村との広域利用調整については、実績等を踏まえ、計画に記載します。

<2> 教育・保育の量の見込み及び確保方策

○量の見込みについては、平成24年12月に実施したアンケートから量の見込み（ニーズ量）を国の基準等により算出し、そのニーズ量に対する確保を「表1」により計画しました。

- ・基準年度（平成29年度）までに、不足数に対して確保するための方策をすすめます。
- ・1号認定者については、幼稚園での教育・保育へのニーズへ引き続き対応していきます。
- ・2号認定者のついては、幼稚園から認定こども園への移行を進めてつつ、必要なニーズに対応していきます。
- ・3号認定者については、保育所における認定人員の拡大を図りつつ、地域型保育事業を充実させ、対応させていきます。
- ・他市町村との広域連携については、これまでの実績等を踏まえ、今後に対応していきます。

○本計画の確保策については、少子化の状況や確保施設の状況等により随時見直しを検討していきます。

※1号、2号のニーズの過剰部分は、利用定員の削減や3号への移行により減少すると見込まれますが、本表では修正をしていません。

「資料2-2」に差し替え